

資料3. コスト等検証委員会報告書と 本委員会での検討内容について



平成24年3月15日
資源エネルギー庁

- 再生可能エネルギー発電設備の建設に際し、一般的に必要な費用の多くは、コスト等検証委員会においても検討されている。

再生可能エネルギー発電設備の建設に際し一般的に要する費用 (赤字は、コスト等検証委員会で議論されている費用項目)

各電源共通費	資本費	発電設備建設費
		接続費用(※1)
		設備の廃棄費用(※2)
	運転維持費	人件費
		修繕費
		土地の賃借料(※3)
		諸費(損害保険料など)
		業務分担費(一般管理費)
	租税	固定資産税
各電源特有の費用	中小水力	水利利用料
	バイオマス	燃料費

(※1)コスト等検証委報告書においては、接続費用は、風力発電及び水力発電の一部以外は費用として計上していないが、事業者の中には計上すべきではないか、という意見がある。

(※2)コスト等検証委報告書においては、廃棄費用を全電源に一律費用として計上しているが、例えば住宅用の発電設備については不要ではないか、との議論がある。

(※3)コスト等検証委員会においては、土地の賃借料は風力発電以外は費用として計上していないが、事業者の中には計上すべきではないか、という意見がある。

■ ただし、コスト等検証委員会報告書を参照するに当たっては、次の点に留意が必要である。

- コスト等検証委では、原則として、接続費用、土地の賃借料を計上していないが、その費用についても計上すべきではないか。
- 事業者ヒアリングを踏まえ、実態的な感覚と異なっているものがないか確認が必要ではないか。
- コスト等検証委では、建設費（水力発電の一部を除く）、その建設費に連動している運転維持費及びバイオマス発電の燃料費については幅を持って算定されているが、どの値を採用するか。
- コスト等検証委では、コスト検討を目的とするため、電源毎に複数の異なる稼働年数を設定している。一方で、本制度の買取期間は、「電気の供給の開始から、重要な部分の更新の時までの標準的な期間」と法定されている。両者の違いに留意して、後者の考えで期間の設定を行う必要がある。
- コスト等検証委では、コストの検証を目的として、0%、1%、3% 及び 5%と異なる割引率で、将来発生する費用を現在価値に割り引いている。一方で、買取価格の算定には利益を織り込む必要があるので、通常（海外の固定価格買取制度の場合も） IRR^* ¹を用いている。また、事業者も通常 IRR を用いて計算している。この相違に留意が必要。
- コスト等検証委では、小形風力発電や家畜糞尿や廃棄物を利用した未利用間伐材以外のバイオマス発電のように全く考慮されていない区分もあるため、別途の検討が必要。

* 1: IRR とはinternal rate of returnの略。「将来得られる現金収入（キャッシュフロー）の現在価値」、すなわち「事業の現在価値」と、「現在投資しようとしている金額」が等しくなる収益率をさす。事業の現在価値を決める収益率（ IRR ）が、投資資金の調達コストとなる利率よりも大きければ、投資適格であると判断できる。

- 
- ## ■ こうした点を勘案すると、コスト等検証委員会で検証された個々の対象費用については、重要なデータとして活用しつつも、こうした費用を積み上げた結果同委員会が報告している電源別のkWh当たりのコストについては、上記のような事情を総合的に勘案した上で、参考にすべきではないか。